

第94回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成30年12月3日（月）10：00～11：20

2 場 所 総務省第2庁舎6階 特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、西郷 浩、永瀬 伸子

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科 教授）

重川 純子（埼玉大学教育学部教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行
東京都、神奈川県

【調査実施者】

統計局統計調査部消費統計課：阿向課長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐々木国際統計企画官
ほか

4 議 題 全国消費実態調査及び家計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 ただ今から第94回人口・社会統計部会を開催します。皆様には、お忙しい中、御出席賜りまして大変ありがとうございます。

本日は、11月12日の第3回の部会に引き続きまして、全国消費実態調査及び家計調査の変更について審議を行います。前回の部会では、審議事項について一通り審議を終え、答申案の構成について御了解いただきましたので、本日は、答申案の取りまとめに向けた審議を行いたいと思います。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料について事務局から説明をお願いします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日の配布資料につきましては、議事次第にもございますとおり、部会長の御指示を踏まえまして、これまでの部会での審議状況を取りまとめた答申の素案を提示しております。

また、参考資料としまして、参考1として前回部会の議事概要、参考2として、後ほど御説明をいたしますが、全国消費実態調査の調査目的の変更に関する、事務局で整理いた

しました整理メモをお付けしております。さらに、資料番号は付してございませんが、座席図と出席者名簿をお配りしております。

最後に、審議の参考ということで、前回の部会と同様、席上配布資料として、全国消費実態調査及び家計調査の調査票と調査票の新旧対照表を配布しております。

資料に不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、本日の部会の審議の進め方等について2点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、本日の審議の進め方です。本日の部会では、最初に、11月22日に開催されました統計委員会においてこれまでの審議状況を報告した際に、委員長及び委員からコメントがありましたので、その内容を共有したいと思います。また、前回の部会終了後、事務局に答申案の作成等に関する意見が提出されたとのことですので、その内容を共有した後、答申案について審議いただければと考えております。

2点目ですけれども、本日の部会は12時までを予定しておりますが、予定時間を若干過ぎた場合には、御予定のある方は御退席いただいて結構です。

以上、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに11月22日に開催されました統計委員会において、私から部会の審議状況を報告させていただいた際のコメントと、前回の部会終了後、答申案の取りまとめに際して提出された意見について、事務局から紹介をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、11月22日の統計委員会において、西村委員長と宮川委員からコメントがございました。こちらの御紹介を私からさせていただきたいと思います。

まず、西村委員長からですけれども、答申案の構成については、今回の変更内容を調査実施者の積極的な取組として評価した上で、調査計画全体について俯瞰しつつ、個別の事項もしっかりと指摘するという部会での方針を支持すること。また、基幹統計の体系的整備や調査名称の見直しなども指摘する方向で検討していることについても賛同すると。さらには、統計調査の改善には不断の検討が欠かせないものと考えており、今回の取組をスタートラインとして引き続き検討を続ける必要があるとの部会長のコメントも、非常に重要なものであると考えていること。以上3点が西村委員長からのコメントでございました。

それと、宮川委員から、シェアリングエコノミーについて、本調査で実態を把握することは可能かとの御質問がございました。これにつきましては、調査実施者から、現時点において把握は難しいとの回答があったところでございます。

それと、続いて、前回部会終了後に、審議協力者でございます東京都と神奈川県から今回の答申案について御意見がありましたので、御紹介させていただきます。3点ほどございます。

1点目は、答申案は一般の方にも理解できるよう、分かりやすい内容にしてほしい。

2点目は、部会審議では、実査機関である地方公共団体の負担軽減という観点から、い

ろいろ御配慮いただいたと理解している。今後の部会審議においては、早期に意見が求められるポイントを提示してもらえれば、より有用な意見を報告することも可能となる。

3点目は、答申後、実査の準備や実際の調査を進めていく上で、今後、調査実施者は、答申内容のいかんを問わず、実査機関である地方公共団体から寄せられた質問や意見等について可能な限り取り上げていただくなど、引き続き真摯な対応をお願いしたい。

以上の3点が審議協力者からの御意見でございました。

事務局からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。委員長からのコメントにつきましては、部会のこれまでの審議の進め方について、賛意あるいは御支援が得られたと思いますので、引き続き丁寧に審議を行いたいと思います。

また、宮川委員のシェアリングエコノミーという観点からのコメントにつきましては、統計委員会で、今も御説明がありましたように、調査実施者から把握は難しいというか、今回については直接的には配慮した形での議論というのは難しいのではないかという説明をいただいたところなのですけれども、私からもその場で少し発言しましたが、シェアリングエコノミーをどちらから見るかという話で、その見方についてもまだかなり動いているというか、明確な方針というのがあるわけではありません。ですから、この時点で家計サイドからの把握というのは困難ではないかということを申し上げた次第です。

さらに、審議協力者である東京都と神奈川県からいただきました実査機関への負担軽減に関する御意見につきましては、真摯に受けとめ、答申案の審議の際に留意、配慮させていただきたいとは思っております。ありがとうございます。

それでは、答申案の取りまとめに向けた審議に入らせていただきます。お配りしている答申素案は、前回の部会において御了解いただいた構成案に沿って、事務局とも相談の上、議論のたたき台として作成したものです。本日の部会では、まず、この素案の全体像について事務局から簡潔に説明していただいた後、個別事項ごとに、これまでの部会での審議内容を踏まえた適切な記載内容となっているか、あるいは、留意すべき点や今後の課題において修正や追記すべき事項があるかといった観点、主に2点の観点から審議をいただければ幸いです。

また、本日の審議において皆様から出された御意見については、可能な限り答申案に反映させたいと思いますので、具体的な修正案も併せて御提示いただけましたら大変ありがたいと思います。

それでは、資料に基づき、全体の構成・ポイント等について、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、お配りしている資料の答申の素案について、概要を説明したいと思います。なお、本日の御審議のたたき台という意味から、答申の素案というタイトルとしております。

全体の構成につきましては、前回の部会において合意が得られた答申の構成と同じ3部構成となっております。まず、1ページ目のⅠとして、「全国消費実態調査・家計調査の変更」、同じくⅡとして、9ページの「前回答申における今後の課題への対応状況」について、

それとⅢとして、10 ページの、今回提示する「今後の課題」でございます。

次に、1 ページ目から順を追って、主なポイントを説明させていただきたいと思っております。

I の「全国消費実態調査・家計調査の変更」については、冒頭の 1 として、「全国消費実態調査・家計調査の変更の背景事情・全体的な評価」を記述しております。こちらの 1 ページ目の表 1 では、現在の家計に係る統計調査の体系を整理し、次に 2 ページ目の表 2 では、全国消費実態調査における精度向上と報告者や実査機関の負担軽減という、トレードオフの関係にある課題を表にしております。そして、表 3 では、今回の調査計画における見直しの取組を整理しております。

2 ページ目、最後のエでございますけれども、これらの見直しが家計に関する統計の充実を目指す積極的な取組と評価でき、このような認識のもと、個別の変更事項の適否を総合的に判断したという、部会としてのスタンスを最後に記述しております。

続きまして、3 ページ目の 2 でございますが、こちらは「全国消費実態調査の変更」について整理しております。まず、(1) の表 4、こちらでは個々の変更内容を表形式で整理しております。この変更内容につきましては、これまでの部会審議における審査メモでお示ししたとおりですので、ここでの説明は省略とさせていただきます。

ずっと飛んでいただきまして、6 ページ目の (2) で、このような変更を受けまして、「承認の適否及び理由等」を整理しております。まず、アでございますが、①から③の 3 つの観点を示して、こちらを総合的に判断して、おおむね適当と整理いたしました。

その上で、ただし書きの、ここに記載してあります、イでございますが、調査計画の変更が必要な点ということで整理しております。まず 1 点目の①でございますけれども、調査計画における調査目的の変更ということで、こちらにつきましては、後ほど御審議していただく上で最終的な整理を行うため、P という、ペンディングということにさせていただいております。

2 つ目、②でございますが、こちらは、OECD の等価可処分所得の推計方法の見直し状況等を踏まえた、固定資産税や自動車税などの資産保有税を細分化して把握すべきとの修正でございます。

3 点目は、7 ページに飛んでいただきまして、③でございますけれども、表 7 のとおり、形式的な、こちらは調査時期の修正でございます。

最後にウで、調査の実施に当たって検討、留意すべき事項として、①から⑤の 5 点を整理しております。

続きまして、8 ページ目、「3 家計調査」につきましては、冒頭の (1) において、家計調査の計画変更の概要を、こちらでも表形式で整理しております。こちらの内容につきましても、既にこれまでの部会の審査メモでお示ししている事項でございますので、こちらでは説明は省略させていただきます。

次に、9 ページ目の (2)、こちらは、先ほどの全消と同じ「承認の適否及び理由等」ということで、今回の変更事項を全国消費実態調査と家計調査の整合性を確保するための措置であり、いずれも適当と整理した上で、イにおいて、調査の実施に当たって検討・留意すべき事項ということで、表 8-2 で示しておりますとおり、段階的に調査事項を変更す

る貯蓄等調査票について、結果の違いを分かりやすく説明するなど、十分な情報提供を行うよう指摘しております。

次に9ページ目、前回答申における今後の課題への対応について、こちらについては今回の審議で御確認いただいたように、いずれも適当と整理いたしました。その上で、こちらに記載してありますけど、一番下ですが、ただし書きとして、今回の調査結果を踏まえ、更なる改善の余地がないか、引き続き検討するよう求めています。

それで、最後に10ページの「今後の課題」でございます。まず1として、「家計に係る調査の体系的整備に向けた検討」においては、今回の変更によって各種統計調査の整合性がより高まることから、今回の調査の実施結果等も踏まえつつ、関係する各種統計調査の位置付けや役割分担、基幹統計の体系的整備の在り方等を改めて整理し、次期基本計画の改定に反映するよう求めています。

2点目、2でございますけれども、「今回の調査を踏まえた調査手法の検証・改善」。こちらにおいては、今回の調査結果を検証・分析し、次回調査、平成36年度でございますが、こちらの調査計画の見直しの余地について検討するよう求めています。

3点目でございますが、「日本標準職業分類に準拠した結果表章の充実」においては、世帯主の職業別の結果表章については、日本標準職業分類による表章結果との整合性も勘案しつつ、結果表章の在り方について検討するよう求めています。

答申案の素案の概要の説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、項目別に、まず1ページから2ページの「1 全国消費実態調査・家計調査の変更の背景事情・全体的な評価」について、御意見がございましたら、よろしく願いたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。今回の諮問は、精度向上と負担軽減という相異なる方向性を加味した上での、課題解決に向けた修正を行っているということになります。調査計画全般を見直す計画でありまして、それぞれの変更事項が相互に関連していることから、部会審議では、これらの事項を整理して共通認識を持っていた上で、調査計画全体について俯瞰的に審議を進めてきたという経緯がございます。

その全体的な評価としまして、2ページの一番下のエにありますように、「家計収支の構造に加え、年間所得、資産及び負債の実態把握・統計精度の向上に重点を置き、家計に関する統計の充実を目指す積極的な取組と評価できる」というふうに整理しましたけれども、この点についていかがでしょうか。

よろしいでしょうか。何も声がないので、異議なしというふうに解釈しました。大変ありがとうございます。

それでは、素案のとおりとさせていただきます。

○嶋崎委員 すいません。本当に小さなことなのですが、家計に係る統計調査ということで、2ページ目の下から2行目が「関する」になっていて、全部「係る」にしてはどうかと。本当に小さいことで申しわけありません。

○白波瀬部会長 では「係る」。

○嶋崎委員 1 ページのところだとそういう表現になっていましたので。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。では、素案のとおりと整理させていただきたいと思います。

では、次に3ページから6ページ上段のIの2、全国消費実態調査の変更の「(1) 調査計画の変更の概要」については、今回の審議対象となった変更事項の概要を整理したものでございますので、特段の問題がなければ、6ページの「(2) 承認の適否及び理由等」の審議に入らせていただきたいと思います。繰り返しですけれども、3ページから「(1) 調査計画の変更の概要」につきましても、既に審議の中で委員の皆様にご了解いただいて、そのまま変更なしに、ここの答申の素案として反映させたものでございます。6ページの「(2) 承認の適否及び理由等」の審議に入らせていただければよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、(2) のアの適当と判断した理由についてですけれども、御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。何か御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。はい、西郷委員。

○西郷委員 その6ページの(2)の③のところ、「全消調査の結果データに、家計調査の一部の結果をデータ移送し」と記載してあるのですが、これはデータ移送に当たるとい整理なのですか。前回の部会では、調査としては全国消費実態調査という名前で家計の特別調査というのが行われるのだというふうな整理になっていたように記憶しているのですが。データ移送というと、家計調査でやったことを、全国消費実態統計の方に使いますよというふうになるので、ここがデータ移送という言葉が使っているのは、特別調査がどちらの調査で行われるのかということに依存すると思うのですが、どういう整理になりますか。

○白波瀬部会長 事務局からお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 この表現ですけれども、家計調査の特別調査というのは、家計調査で行われていない部分を追加で全国消費実態調査として実施するということなのですが、ここで記載してあるデータ移送というのは、それ以外の家計調査でもともととっている部分を使うという意味で、他の調査と同様に整理させていただいております。

○西郷委員 分かりました。承知しました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 大丈夫ですよ、これで。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 はい。要は消費の部分は家計調査でとっていて、それを集計に利用するので、それをデータ移送と呼んでいるということです。

○西郷委員 承知しました。

○白波瀬部会長 全体の構造図があったような。たしか、前の方に図の中であるのですが、複数の調査がかみ合っているの、その点よろしいでしょうか。一部という形で表現しております。

あとはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。簡潔に3点にまとめられていて、これに沿ってずっと議論をしてきたというか、この理由というところでまとめたということなのですからけれども。

それでは、先ほど御審議いただいた全体的な評価を踏まえまして、全国消費実態調査が抱える各種の課題解決を図るための様々な取組を積極的に進めているというふうに評価したことに對して御同意いただいたのですけれども、おおむね適当と評価しております。この点、いかがでしょうか。おおむね適当としてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、素案のとおりとさせていただきますことで、御了解を得られたと整理いたします。

それでは、次のイの調査計画の変更が必要な事項の審議に入る前に、事務局から補足説明があるとのことですので、説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、お手元にお配りしております参考2、前回部会の議事概要の後ろに付いている1枚紙でございますが、この資料に基づきまして、事務局から補足説明させていただきます。

現行の全国消費実態調査の調査計画におきましては、資料の一番上の枠囲みにありますように、詳細な調査内容を記述した上で、3段落目になりますが、家計構造の総合的把握や地域的差異を明らかにするといったことが、調査の目的として掲げられているところでございます。

一方、この資料にはございませんが、家計調査の目的につきましては、家計統計を作成することを目的とするというふうに簡潔に記述されておりまして、その家計統計につきましては、指定内容を反映して、国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにする基幹統計というふうな括弧書き、家計統計の後ろに括弧書きされているところでございます。基幹統計である家計統計と、その基幹統計を作成するための基幹統計調査である家計調査において、目的の整合性が図られ、他の多くの基幹統計、基幹統計調査も同様となっているところでございます。

このような状況を踏まえまして、今回、調査実施者から提出された変更計画では、調査目的を、統計法施行令別表第1に規定されております基幹統計の全国消費実態統計の作成目的、「世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計」という記述との整合性を図るため、2つ目の枠囲みのおり、一部変更する計画となっております。

この変更の方向性につきましては、これまでの部会においても特に問題ない旨、整理をいただいているところでございます。しかしながら、前回の部会審議におきまして、今回の変更計画が、年間所得、資産及び負債の精度向上等を図る観点から調査計画を抜本的に見直すことを計画していることを踏まえ、調査目的についても変更する必要があるのではないかとということで、西郷委員からも御指摘があったところでございます。

その際、私からはこの変更案で対応できるのではないかと御説明をさせていただいたものではございますが、御指摘を契機としまして、事務局としても改めて内容を精査させていただいたところでございます。その結果、現在の変更計画案では、今回の調査計画の重要な変更ポイントである資産・負債といったような用語が入っていないことに加えまし

て、所得につきましても、所得分布というような形で限定的な内容となっていることから、点線囲みにございますように、更なる整理・修正が望ましいのではないかとこのように考えてございます。

このため、前回部会における説明と異なって誠に申し訳ございませんが、この参考資料末尾の御検討材料として例示させていただいておりますとおり、「家計の消費、所得、資産及び負債の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする」と調査目的を修正することがより望ましいのではないかと、改めて提案させていただくものでございます。

その場合、これも指摘事項となりますので、6ページのところでは、先ほど説明させていただいたようにPというような記載のみとさせていただいておりますところでございます。

追加説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今事務局から説明がありましたように、前回の部会審議におきまして、今回の変更計画から見て調査目的を変更する必要があるのではないかとこの指摘がありました。この御指摘については、ただ今の説明で、前回までに審議を尽くしたという状況でなかったということが判明したわけでございます。それで、この点につきまして、事務局から事前に報告を受けましたので、素案6ページのイの冒頭部分ではP、ペンディングを付し、保留としております。この調査目的の修正可否等につきまして、御審議をお願いいたします。

まず、事務局の補足説明、提案につきまして、調査実施者から意見等あればお願いいたします。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 ありがとうございます。調査の目的の書き方につきましては、今回の調査の内容、それから見直しの意義等を踏まえますと、事務局から御提示、御説明いただきましたような修正をしていただくことがより望ましいと考える次第でございます。そういった意味におきましては、私どもがそもそも調査を申請する際に、目的の書き方を修正した形で調査計画を提出しまして、相談した方が良かったかもしれないとも思うところでもございまして、そういったことも踏まえて、御審議を頂戴できればありがたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。込み込みで積極的に読もうと思えば読めないことはなかったけれども、これだけしっかりみんなで審議したので、やはり改善の方向にという流れでございまして、若干、最後、この時点になってしまったのですけれども、この見直し案というか、この点につきまして、皆様の御審議をお願いしたいと思います。調査目的の修正可否等について審議をお願いします。御意見ありましたら、よろしくお願いいたします。

前回御指摘いただきました西郷委員、何かありますか。

○西郷委員 3点あるのですが、まず1点目は賛成ということで、所得分布及び消費の水準だけではなくて、消費、所得、資産及び負債というふうに、より具体的に今回の調査の変更の狙いというのが、実現しようとしている項目が具体的に記述されたということは賛成いたします。

その上で、2つ質問なのですけれども、1つは、先ほどの事務局からの御説明にもありましたとおり、ほかの基幹統計調査の場合には、何々統計を作る調査であることというのが最初に入っていて、調査の目的がもう少し具体的に記載してある。あるいは、特に基幹統計を作るのがこの調査の目的だというふうに記載してあるだけで終わっているというのが普通の書き方だと思う。私は少しうっかりしていて、全国消費実態調査の調査目的のところをちゃんと読んでいなかったら、こちらは記載していないのですね。全国消費実態統計を作成するための調査というふうには記載していないということなのではないでしょうか。だから、もしほかの調査と平仄を合わせるということであれば、今の統計法の下では、何々統計を作るための調査だというような建付けになっているので、ほかの調査に平仄を合わせた方がよいのではないかとというのが1点です。

もう1つの質問は、参考2の上の方、変更前の案と変更後の修正案というところの違いを見てみると、上の方は「世帯」と記載してある言葉が、下の方では「家計」というふうになっているということで、これは何か意図があってこういうふうにしたものなのかどうかということなのですけれど。世帯というのは統計調査でよく使われる言葉で、経済学や何かでは出てこない概念だから、この際、家計にしてしまうというのも1つの考え方かもしれませんが、その一方で、世帯というと、例えば、国勢調査なんかではちゃんとした統計的な定義が決まっているものであるのに対して、家計というのは多分、今の統計法というか調査体系の中では特にきちんとした定義がない言葉だったのではないかと記憶しています。ですので、何か意図があってこれを変えたということであれば全然構わないのですけれども、そういう意図がなく、世帯という言葉の家計に変えてしまうのはどうかと、そこが引っかかったのです。その2点です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。では、事務局から。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点目、どうもありがとうございます。

2点目ですが、実は後ほどの御議論になろうかと思いますが、基幹統計である全国消費実態統計の指定内容自体が整理された段階であれば、その基幹統計を作成するというような整理になろうかと思いますが、その方がより整合性が高まると。このような事態が生じている理由ですが、新法施行前から実施されております従前の指定統計調査、現在の基幹統計調査につきましては、順次調査計画の変更を行う際、その際、個別に修正している経緯がございます。

そういった中で、これについても今回、参考2の中ほどでございますように、第1段階としてまず整合性を高めようというところを考えていたところなのですが、ただ、それだけでは今回の調査の狙いがよりの確に分からないのではないかとということで、修正するものです。最終的にはこのような内容を基幹統計の作成目的にすれば、同じ目的にすれば、簡単に基幹統計、括弧というようなことを明らかにするというような形で、より簡潔になろうかと思いますが。ここは段階的に変更させていただいたらと思います。

○西郷委員 分かりました。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それから、世帯と家計の違いで

すが、家計という場合には非常に概念が様々で、大中小いろいろな概念があろうかと思えます。ここであえて家計という文言を使わせていただいたのは、今後のこの調査の在り方も含めて、より広いところという部分も若干ございます。

この辺、調査実施者からも、何か思いがあれば。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 ありがとうございます。私どもも世帯・家計どちらでもよろしいと思えますし、用例的には家計収支というのを使ってもございますので、問題はないかとは思えます。けれども、後々、先ほども御紹介がございました統計法施行令の別表改正などにもつながってくる可能性もございますので、非常に事務的な話でございしますが、改正の効率化といいたいまいしょうか、そういった視点も恐らく事務局側は考えながら、今後検討していく必要があるかと思えます。その点につきましては、そういう少々事務的な話もございしますが、御検討いただいた上で結論を頂戴できればありがたいなと思えます。

○西郷委員 私も質問をしたというだけであって、どちらの方が良いとか悪いとかいうプリファレンスがあるわけではございません。

○白波瀬部会長 でも、重要な視点ですので、ありがとうございます。統計を作る調査は、この関係については前回何か、統計と調査というか、調査名が統計と何か二次統計で一緒になっているとかいう議論があつてから、明確に区別するという流れで、実質的には私はそれほど、ここについては。もし皆さん、行く行くは同じスタイルに合わすのがよければ、それでいいとは思うのですけれども。家計と世帯とのことなのですが、現行のところの調査の目的でも見ているように、これは、私がこれからどうのということではないのですけど、調査の対象は世帯でやると。しかしながら、見ているのは家計ということで、より明確化されたということではないかとは理解はしていますので、その点では、世帯ではなく家計ではなくて、世帯を対象とする中での、要するに統計明示的な目的というふうに、一応整理したら良いのではないかなとは思っております。

あと、何かございますでしょうか。重川専門委員、お願いします。

○重川専門委員 私も方向性については異議がないのですが、変更案のところ記載されている「分布」について。目的として「世帯の所得分布」というふうに最初の提案ではあったのですが、もともと今回も、所得あるいは資産の分布状況については非常に大きい問題意識であるというようなことからスタートしていたと思えます。等という言葉、水準、構造等とはなっていますので、もちろん入ってくるのだと思えますが、「分布」という言葉がなくなってしまっても良いのかというのは少し気になった点です。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。事務局、何かありますか。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 その点につきましては、別に我々も軽視しているということではございません。より高みを目指して、広い概念で「水準、構造等」ということで、当然、所得分布もその中には入るということと考えておりますし、それを特出しするかどうかというのは、先ほど調査実施者からも説明がございましたように、技術的な用例とか、変更の修正のための調整とかがございますので、その中で、検討の1つの材料とさせていただければと思えます。

○白波瀬部会長 この細かい最終的な文言につきましては、こちらで引き取らせていただいて、検討させていただきたいと思うのですけれども。分布まで入れていくか、水準、構造で丸めていくかということになると思うのですが。

調査実施者から、どうぞ。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 私どもの今までの理解で申しますと、これまでも消費も分布を実は出してございまして、目的の書き方の中での消費分布については、この水準、そして構造等という中で全て読み切ってございましたので、その考え方を継承していくと申しますと、特出ししていた所得に関しては、このみの特出しをしていたものについては、事務局御提案の形の修正であれば、この「水準、構造等」の中に吸収されていくという形になるのではないかと理解してございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。どっちかということ、分布は構造の中に入ってしまうという理解だと思います。

あと、いかがでしょうか。永瀬委員。

○永瀬委員 所得や資産が入ったということは、私もよかったのではないかと思います。

それから、あと家計と世帯なのですけど、私もこういうもの、特別に専門家というわけではないのですが、世帯というと、どうも丸めて世帯が出てくる印象があって、家計というやはり家計の、収入にしても夫と妻と、あるいは子供とか、あるいは高齢者とか、それぞれがどういうふうにかつて担っているかというふうな視点がより出てくるように思いまして、これまで結構世帯で丸めることが多かったのを、もう少し内容を見ていくという方向で、賛成というふうには思いました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。あとはよろしいでしょうか。

いいですか、嶋崎委員。

○嶋崎委員 よろしいと思うのですけれども、資産というのは家計の中に入っていると理解してよいのですか。

○白波瀬部会長 そうですね。

○嶋崎委員 それでよろしいわけですね。

○白波瀬部会長 はい。フローとストックということですね。

○嶋崎委員 ええ、そういうこと。

○白波瀬部会長 それでいいと思います。

○嶋崎委員 分かりました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか、皆さん。

川口専門委員から何かありますか。

○川口専門委員 結構です。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

では、御意見をいただきましたので、調査の目的につきましては、次のように大体取りまとめたい、指摘をしたいと考えています。統計法施行令別表第1に規定されました全国消費実態統計（基幹統計）の作成目的との整合性を図るため、変更を計画しているが、今回の変更内容をよりの確に反映する観点から、「家計の消費、所得、資産及び負債の水準、

構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする」と修正することと答申案で指摘することにしたと思います。

なお、最終的な細かい文案につきましては、私に御一任いただけますと大変ありがたく、内容につきましては、追って確認をいただきますようお願い申し上げます。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、調査計画上の調査目的の変更については以上といたしますけれども、事務局から事前に報告を受けた際、当初の案では、基幹統計の作成目的と整合性を図るため、変更するということでしたので、基幹統計の指定の内容にどのような影響があるのか、整理しておく必要があると考えます。

また、調査目的の変更は、基幹統計や調査の名称とどのような関係にあるかについても、整理しておく必要があると思います。

このため、2点について事務局にあらかじめ検討をお願いしておきましたので、補足説明をよろしく願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、先ほどの御審議におきまして修正が妥当との結論になりました調査目的の変更に伴いまして、ただ今、部会長から御説明のごございましたような御指示、基幹統計の指定内容、先ほども若干御質問がございましたが、指定内容及び調査の名称等の変更との関係につきまして、事務局としての整理結果を説明させていただきます。

まず、基幹統計の指定内容との関係でございます。統計法におきましては、総務大臣が基幹統計として指定する場合、名称、そして作成目的、作成者及び作成方法の4項目を明らかにすることとなっております。また、先ほど調査目的の修正に関する御審議の際に説明させていただきましたように、多くの基幹統計と基幹統計調査におきましては、基幹統計の作成目的と調査計画の調査目的との整合性が確保されているところでございます。

なお、この基幹統計の指定内容を変更する場合には、今回のような調査計画の変更とは別に、私ども総務大臣による指定変更の諮問、それから調査実施者に対する変更協議等の手続が必要となっております。

このような状況の中、今回の御審議では、基幹統計である全国消費実態統計の指定内容のうち、先ほど御議論がありました作成目的につきましては、御指摘に基づく体系的整備ということから、変更する必要が明らかになったのではないかと考えてございます。この体系的整備という面は後ほどの今後の課題にも出てまいります、それより先に、体系的整備を待ってから変更するという考え方もあろうかと思えます。しかし、なるべくその整合性を担保しておくという点からは、その体系的整備に先立ちまして変更する必要があるのではないかと考えてございます。

さらに、この変更を円滑に進めるためには、今回答申の今後の課題におきまして、その必要性を追記していただく。後ほど御議論になろうかと思えますが、それも1つの方策かと考えてございます。

次に、調査名称の変更との関係整理について御説明させていただきます。基幹統計、基幹統計調査につきましては、その目的をよりの的確に反映した名称とすべきでありまして、

今回のように目的が変更される場合、その名称の変更についても検討する余地があるものと考えてございます。一方で、基幹統計調査の名称につきましては、報告者の調査への協力でありますとか、結果の利用等の観点から、変更によるメリット・デメリット等を勘案した慎重な検討も必要と考えてございます。

このため、御検討の一助としていただければと、ただ今からお配りいたしますメモで、そのメリット・デメリットを事務局として甚だ簡単で恐縮ですが、整理してみました。今、お配りしております資料につきましては、仮に調査の名称を変更した場合に、生じると考えられる実査や結果利用への影響について、事務局として整理したものでございます。

まず、実査面への影響でございます。メリットとしましては、目的に合わせて新しい名称に変更することによりまして、報告者への調査依頼が円滑化することや、具体的には、今回、家計簿を配布しない多数の報告者がございますので、所得・資産を包括した調査であるということがより伝わりやすくなるのではないかと考えられます。

他方、デメリットとしましては、調査実施まで1年を切った段階でその調査名称を変更することになりますので、関係機関、特に地方公共団体や統計調査員の方に混乱が生じるのではないかとこのおそれがございます。

次に、結果利用面におけるメリットといたしましては、今回、家計収支の構造に加え、所得、資産の実態把握に重点を置いた集計体系となることから、それに合わせた名称であることが利用者に明示的に伝わるのではないかと考えられます。

他方、デメリットといたしましては、変更した名称が全国消費実態調査の後継調査であるということが分かりにくくなるという面がございます。別の統計調査の結果と誤認されるおそれがあるのではないかとこのこととでございます。特に、これまで全国消費実態調査を利用してこられたユーザー・エコノミストにとっては混乱が生じるのではないかとこのおそれがございます。

以上のとおり、調査名称の変更に当たっては、一定のデメリットも考えられるところとでございます。ただし、これらのデメリットにつきましては、いずれも、例えば、効率的かつ迅速な関係機関への指導、新しい名称の幅広い周知・広報等を行うことで、一定の部分、抑制は可能ではないかと考えられます。そのような措置が講じられる場合、調査名称を変更しても大きなデメリットはないのではないかとこのこととでございます。

以上が、事務局が整理した、調査名称の変更に伴う影響でございます。なお、調査名称の変更に関する具体的な案につきましては、先ほどの御指摘にありました調査目的の修正内容を踏まえ、別途検討することになるため、今回の答申案の成案に盛り込むのは、現時点において少し難しいかと考えているところでございます。

このため、この調査名称、基幹統計名称の変更につきましても、検討の必要性について御審議をいただき、その結論を踏まえて、必要に応じて本答申案の今後の課題に追記いただくというようなことも考えられるのではないかと思います。

ちなみに、今後の課題として指摘された場合には、先ほどの基幹統計の指定内容、つまり目的の部分と併せまして、速やかに私どもと調査実施者で相談いたしまして、変更案を作成し、可能な限り早期に統計委員会に別途お諮りすることになるということとでございます。

ざいます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の補足説明につきまして、調査実施者から意見等があれば、よろしく願います。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 ありがとうございます。ただ今、事務局から配布いただきましたメリット・デメリットにつきましては、私どもも事務局御説明のとおりと考える次第でございます。

なお、メリットとされていただいておりますのは、裏を返しますと、名称を変更しない場合のデメリットでもございまして、特に今回の見直しの特徴でもございますが、新たに導入いたします簡易調査、それから家計調査の特別調査につきましては、現状の名称のままでは誤解しかねないリスクもあるのではないかと。調査世帯からしますと、なぜこの名称でこういう調査をするのだというような、いわば一定の反発的なものを無用呼び込むようなリスク、そうなってしまいますと、せっかく導入します新しい調査の設計が瓦解しかねないリスクもあることもございまして、やや大げさかもしれませんが、そういった点を懸念するところでございます。したがって、少々庭先の話で大変恐縮でございますが、変更しない場合のデメリットといった面も、現実的な問題として危惧する次第でございます。

他方、デメリットでいただいている点につきましては、しっかりと情報発信、それから周知徹底、特に統計提供につきましては2年以上のお時間がございまして、しっかりと情報発信を図っていくことで十分対応可能ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。たかが名称、されど名称でございまして。

それでは、基幹統計の指定内容とか、調査名称の変更可否について、審議をお願いしたいと思います。御意見がございましたら、よろしく願います。

調査名称変更について御発言がありました嶋崎委員、いかがですか。

○嶋崎委員 今回の諮問を最初に伺ったときから、実査の面で違和感を持たれるのではないかと危惧を持っておりました。特に家計調査の対象者に対しての特別調査は、それを円滑に進める上でも、変更が可能であれば進めていくことが、今回の見直しをよりの確に推進する助けになるように考えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。

かなりの大きな見直しでございまして、若干、前のめり感を感じないわけではないのですけれども。ただ、逆に言えば、ボトムアップというか、下から審議を積み上げてきて、特に問題の変更、目的の見直しということで明記するわけですので、そことの兼ね合いということになるのですけれども。

どうぞ。

○嶋崎委員 もう1点申し上げますと、恐らくそのボトムアップということ言えば、今後の家計全体の体系整備を考えていくときに、再び名称変更することはあってはならない

と思います。もし今回変更するのであれば、かなり慎重に、朝令暮改にならないような配慮をすべきということをお明記する必要があると考えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。若干、現場の方はどうですかね。調査名称を変えると決まったわけでは、課題に入れますということではあるのですけれども、御意見をいただけますか。

○川辺東京都総務局統計部社会統計課長 東京都です。先ほど御説明がありました名称変更に係るメリット・デメリットに関しましては、どの程度の名称変更なのかというところにもかかわってくるかと思えます。もし全く違う名称へと変更になって、調査自体のつながりが名称からでは分からないような形になるのであれば、括弧で旧名を補うとか、工夫の仕方はいろいろあるかと思えます。個人的には、デメリットへの対処、つまり現場で不要なトラブルを生じさせないためにはどうしたらよいかというのが一番眼目として重要なところかと思えます。調査協力依頼自体がなかなか難しい方もいらっしゃいますし、いろいろなところでそういったクレームというのが出てくる可能性がありますから、そのようなことが極力生じないような形で持っていくというのは、それ自体が1つの大きなメリットではないかと思えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

神奈川県、何かありますか。

○片岡神奈川県統計センター消費・商業統計課長 神奈川県です。変更のデメリットということで、実査面のところ、混乱が生じるおそれと記載があるのですけれども、実際のところ、内部資料で来年に向けての準備で、全国消費実態調査という名前でやっておりますので、それをいろいろ差替えていかなきゃいけないという手間は生じるのです。けれども、まだ外部にいろいろなお願いなどをするようなタイミングではございませんので、そのデメリットよりも、東京都も言ったように、調査員が世帯の方に依頼をする場面を実際にイメージしてみると、やはり全国消費実態調査と言いつつ、その簡易調査などで資産を調べさせてほしいというのが、その辺がかなりトラブルの原因になりそうな気がいたします。ですので、変更するメリットとデメリットを比べますと、やはりデメリットの方が小さいものと思えます。

ただ、あまり、まだどういう名称になるのか分からないのですけれども、早く決めていただかないと、やはりそれは影響が出てくると思えますので、できる限り早く決めていただいて、通知いただければと、そんなふうに要望させていただきます。

よろしくをお願いします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。現場の方からも大変心強い応援の言葉をいただいたというふうに思うのですけれども、物事を変えるときには、いつもデメリット・メリットがあつてなかなか、どっちに重きを置くかなのですが。この流れとしてはやはり改善の方向で、多少無理があつてもというところはあるかと思えますので、より良い改善という点では望ましい方向かと思えます。

いかがでしょうか。よろしい。

はい。

○永瀬委員 研究者としては、検索したときに、「全消」というふうに検索して出てくるとことは結構重要なので、名称が変わるとしても、そういうキーワードが付いて出てくるといのが大事なのかなと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。検索のところも含めて、ひもを付けるときに同じであるとか、そういう意味ではアフターケアというか、名前は変わったけれども、基本的には内容としてはというか、同じものであるということが明記されるようにということですね。ありがとうございます。

では、具体的な指定内容や調査名称につきましては、メリット・デメリットも含めまして、ただ今検討したわけですが、今、直ちに具体的に盛り込むというのは、事務局からも説明があったとおりでございます。ただ、今回の変更内容をよりの確に表すよう変更する方向で検討する必要があるということ、答申案の「今後の課題」において指摘させていただきたいと思っております。

その実施時期につきましては、調査の実施準備に支障等が生じなければ、今回調査からするというふうにしても良いのではないかと思いますけれども、以上のような整理でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、具体的な文言につきましては、後ほど「今後の課題」に係る答申案を審議する際に相談したいと思っております。

では、調査計画上の調査目的の変更と、それに関連した基幹統計の指定内容や調査名称の変更の審議につきましては、以上とさせていただきます。

では、次に6ページ下のイの②、年収・貯蓄等調査票等における調査事項の追加と、7ページ上の③、調査時期の修正について、御審議をお願いいたします。②は、丁寧に審議した結果を踏まえまして、資産保有税を不動産関連と自動車関連の税に区分して把握することの必要性を指摘したものです。また、③につきましては、前回の部会で報告がありましたように、当初の変更案に一部そごが生じていたことが判明したため、その是正を図るというものです。御意見がございましたら、よろしくをお願いいたします。

よろしいですか。では、素案のとおりとさせていただきますと思っております。

次に、7ページ中ほどのウ、調査実施に当たって検討・留意することが必要な事項について、審議をお願いいたします。この部分では、先ほどの修正事項に加えまして、部会冒頭の意見紹介にもありましたように、実査を担う地方公共団体等の連携強化をはじめ、今回調査の実施に当たって重要と考えられる事項を指摘したものです。御意見がありましたら、よろしくをお願いいたします。

よろしいですか。では、答申案については素案のとおりとさせていただくということで御了解していただいたと整理いたします。

次に、8ページのIの3、家計調査の変更の「(1) 調査計画の変更の概要」については、これまでの部会審議における変更事項の概要を記載したものであり、特段の問題がなければ、9ページの「(2) 承認の適否及び理由等」に入らせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、「(2) 承認の適否及び理由等」についてですけれど

も、アは適当と判断した理由、イは今回及び今後の家計調査の実施に当たって必要と考えられる事項を指摘したものです。こちらについて御意見がありましたら、よろしくお願いたします。

よろしいですか。それでは、答申案について、素案のとおりとさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

次に、9ページの「Ⅱ 前回諮問時における今後の課題への対応」については、9ページ下の段落において整理・記述されておりますように、Ⅱにおける整理に包含されますので、ここでの審議は省略させていただきたいと思ひますが、そのような整理でよろしいですか。何か特にここで申し上げたいということがありましたら、よろしいでしょうか。

では、そのような方向で御了解を得られたと整理させていただきます。

最後に10ページのⅢになります。「今後の課題」について、3つの指摘がございますので、上から順に審議したいと思ひます。

「1 家計に関する調査の体系的整備に向けた検討」につきましては、部会においても御指摘がありましたように、今回の積極的な変更を踏まえますと、最後の段落にありますとおり、家計に関する統計の体系的整備に向けた検討の必要があるということ指摘しているものです。また、先ほど調査の目的の修正に併せまして、基幹統計の指定内容や全国消費実態調査の名称についても変更する必要がある、また、その指摘については今後の課題に盛り込むというふうに整理いたしました。

この整理を踏まえまして、素案の第1段落と第2段落の間に、口頭で大変失礼なのですが、けれども、「このため、基幹統計及び調査の名称について、その変更の内容をよりの確に表すものに変更した上で、次回(2019年)調査を実施する方向で検討する必要がある」という記述を挿入するとともに、タイトルを「1 家計に係る調査の体系的整備に向けた段階的な検討」、「段階的な」という文言を入れさせていただきたいと思ひます。こういうふうに変更するように提案させていただきたいと思ひます。

なお、このタイトルの変更は、1段落目として次回調査で基幹統計の指定及び調査の名称の変更を求め、2段落目として家計に係る統計の体系的整備を求めているというものでございます。

すいません、口頭だけで申し上げて分かりにくいかと思うのですが、ただ今の提案に御意見ございましたら、よろしくお願いたします。速やかに、この提案につきましては皆様にはメール等でこの文言をお送りして、御検討させていただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。御意見がありましたら、よろしくお願いたします。

よろしいですか。若干時間の差があるのですが、ここでのポイントは、要するに名称変更ということがあるわけですが、家計に係る統計の体系的な整備につきましては、次回からということではなくて、まず今回このような形でかなり抜本的な変更というか、改善を試みまして、その結果をしっかりと検証した上で、速やかに段階的に見直し、検討していくということで、今後の課題としてはまとめたいというのが、ここでのポイントでございます。ですから、表題に段階的検討という言葉を入れさせていただきたいと思ひます。

2点修正、繰り返しですが、今回、本当に最後に駆け込みで大変申し訳なかった

のですが、目的の修正に連動しまして、名称変更の提案をさせていただく文言を入れるということと、より明示的に家計に係る調査の体系的整備に向けた段階的な検討を行うという文言に修正させていただきます。この点、御意見、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すいません、1点だけ確認ですけど、先ほど嶋崎委員から、家計に係る統計みたいに文言を統一した方が良いのではないかというような話がありました。それで、確かに素案でも「このため」という段落では、家計に係る統計となっているのですが、タイトルは。

○嶋崎委員 関係する調査。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 「関係する調査」と、ここも直した方が良いでしょうか。

○嶋崎委員 ここを拝見したときに、統計については「係る」で統一をしていらっしゃるかと理解しました。他方で調査については家計に係る調査としているのでしょうか。そのあたりの統一をとっていただくのであれば、そちらにお任せいたします。

○白波瀬部会長 では、こちらで引き取らせていただいて。ありがとうございます。

○嶋崎委員 この1の項目が、結局は2つのことをお願いする構成になっています。

○白波瀬部会長 段階的検討の中に入れるということですね。

○嶋崎委員 はい。「このため」が2回繰り返されています。第2段落はその第1段落を受けての「このため」です。第3段落が2点目のことで、第4段落が「このため」というふうになっています。2つに分ける必要はありませんので、課題として冒頭に名称と今回の変更に向けてと明示するとよいと思います。

○白波瀬部会長 なるほど。このあたりやはり精査して、しっかり整合性がとれるように文章を作らせていただきたいと思います。貴重な御指摘ありがとうございます。

よろしいですか。川口専門委員、お願いします。

○川口専門委員 この点だけではないのですが、この今後の課題の書きぶりで、最後が「検討する必要がある」というふうになっているのですが、誰が検討する必要があるということなのかというのが明確でないなと思って読んでいたのですけれども。そう思って前回の「今後の課題」という書きぶりを見てみると、最後の段落が常に「したがって、総務省は」というふうに主語がはっきりしていて、誰がやるべきかというのが明確になっているので、こっちの方が良いのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○白波瀬部会長 こちらも合わせて、確かに主語が明確な方が私も良いと思います。すっきりしていて。あとは何か検討する必要があるというのは、私、最初に何かこれはと行って、何か初歩的な質問をたしか事務局に投げた覚えがあるのですけれども。このあたりも引き取らせていただきまして、できるだけ明示化させていただきたいと思います。

あとはよろしいでしょうか。

では、1点目のところ、答申案について素案及び私からの提案どおりと、細かな文言については引き取らせていただきますけれども、基本的に御了解を得られたと整理をいたし

ます。

では、次に「2 今回の調査を踏まえた調査手法の検証、改善」と、「3 日本標準職業分類に準拠した結果表章の充実」について、審議をお願いいたします。意見がございましたら、よろしくをお願いいたします。

西郷委員。

○西郷委員 2のところの最初のタイトルのところですけども、「今回の調査の変更を踏まえた」ですか。「今回の調査を踏まえた」というのは何か変な感じがするのですけど。

○白波瀬部会長 多分、変更した調査で、その結果を踏まえて変更がどうかという意味だと思うのですけど。今回の調査実施を踏まえ、手法、調査を2つ入れるから分からないかな。

○西郷委員 いや、今回話し合ったのは調査の変更ですよ。

○白波瀬部会長 そうですね。「今回の変更を踏まえた」、そんな感じで良いですか。

○西郷委員 それで結構でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。そうですね。「今回の変更を踏まえた」、そっちの方が良い。

あと、いかがでしょうか。永瀬委員。

○永瀬委員 少し前のところに戻ってしまうのですが、先ほど重川専門委員が分布ということがすごく重要だとおっしゃっていて、私もそれは本当に同感です。それに関して、今のところは分位、例えば、第9・十分位が幾らかとか、第1・十分位が幾らかというのではなくて、階級別に何人いるかという表章になっている。このために、結構分かりにくい部分、例えば、世帯主階級で見て第9・分位がどこにあるかとかいう見方ですと比較がしやすいのですけど、ここの階級に何人、ここの階級に何人という比較になっているので、世代間の比較が結構しにくいような気がするのです。何か分布に対するもともとの、今回の何でこの調査を変えるのかということに関して、資産項目の分布が所得以上に拡大していて、非常にそこを捉えることが重要だということから、最初のところで始まっているわけですけど、そういう意味では、その表章についても少し、この変更を踏まえた検討というのもしていただくとありがたいのかなと思いました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。今回の変更を踏まえた、結果表章の充実ということですけども、御指摘を反映する方向で考えたいと思います。調査実施者、どうでしょうか。

○阿向統計局統計調査部消費統計課長 これはもともとの問題認識がまさにそこにございますので、結果表章につきましては充実させていきたいと私どもも考えてございます。今の委員の御指摘もしっかり頭に入れて、整備していきたいと思えます。

○永瀬委員 どうもありがとうございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、答申案につきましては御意見を踏まえ修正する方向ということで、文言については私に御一任いただくことで、御了解を得たと整理させていただきます。

以上をもちまして、答申案の審議は終了とさせていただきます。皆様の御協力に感謝申し上げます。

それでは、答申案につきまして、本日いただいた修正意見、御意見を反映させた上で、部会として承認してよろしいでしょうか。

頭を振っていただいたと思いますので、ありがとうございます。異議なしということ御了解いただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、今後、修正意見を反映した上で、12月17日の統計委員会において、私から答申案を報告いたします。

なお、答申の最終案につきましては、整理でき次第、事務局から皆様にメールにより送付いたしますので、御意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、全国消費実態調査及び家計調査の変更についての審議は終了とさせていただきます。

最後に、事務局から事務連絡があればお願ひいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 ただ今、部会長から御説明がございましたとおり、答申案の修正や字句の整理につきましては、部会長とまた速やかに御相談、整理をさせていただいた上で、皆様に御報告をさせていただきます。

なお、近年の統計委員会諮問審議におきましては、答申案について書面決議の手続をとる場合もございますが、本件につきましては、先ほど部会長からもおっしゃっていただきましたとおり、部会としての決議をいただきましたので、書面決議を重ねて行うことは想定してございませんので、申し添えさせていただきます。

また、本日の部会の結果概要につきましては、まとめ次第、速やかに御確認のお願いをいたしますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からの御連絡は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、最後に私から一言申し上げさせていただきます。9月の統計委員会への諮問から始まりまして、計4回の部会審議を経て、本日答申案を取りまとめることができました。部会審議におきましては、委員・専門委員の皆様を始めまして、実査を担う審議協力者の皆様からも大変貴重な御意見をいただくなど、審議に積極的に御協力をいただくことができました。今回の審議を踏まえまして、来年の全国消費実態調査や家計調査が適切に実施され、その結果が広く利活用されますことを私からも期待する次第でございます。

皆様方には本当にお忙しい中、大変熱心に審議に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。